

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	送電線損傷
発生日時	平成29年3月13日 11時05分ごろ
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋第1区 尼崎西防波堤灯台から真方位048° 1.8海里付近 (概位 北緯34° 42.3′ 東経135° 24.3′)
事故の概要	貨物船第十八大晴丸は、北東進中、クレーンのブームが送電線に接触して送電線が損傷した。
事故調査の経過	平成29年3月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第十八大晴丸、489トン
船舶番号、船舶所有者等	132980、御前崎海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 送電線 1本が切断、2本がアルミ電線に焼損
気象・海象	気象：天気 曇り、無風、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、阪神港尼崎西宮第1区において、揚げ荷役を終えた後、約300m離れた積地に向かった。</p> <p>本船は、船長が、揚げ地と積地との間の水路に送電線（以下「本件電線」という。）が架設されていることを認識していたものの、クレーンのブームを立てたままでも本件電線の下を航行できるものと思い、積荷役に備えてブームを立てた状態で北東進していた。</p> <p>船長は、本船が積地付近に到着したところ、荷主担当者から電話で本件電線を切断したことを聞いた。</p> <p>海図W1107には、本件電線の高さは27mと記載されている。</p> <p>船長は、海図に送電線の高さが記載されていることを知らなかった。</p> <p>本件電線は、本事故当時、通電しておらず、本事故による周辺地域への影響はなかった。</p>
分析	本船は、船長が、本件電線が架設されていることを認識していたものの、本件電線の高さを把握していなかったことから、クレーンのブームを立てた状態で本件電線の下を航行し、ブームが本件電線に接触して本件電線が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、本件電線の高さを把握していなかったため、クレーンのブームを立てた状態で本件電線の下を航行し、本船のブーム

	が本件電線に接触したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・送電線等の下方を航行する場合は、自船のエアードラフト及び海図で送電線等の高さを確認すること。